

# 保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

長野県 県税事務所長 様

次の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、長野県に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、長野県が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第 \_\_\_\_\_ 号

整理番号 \_\_\_\_\_

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（名称） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。  
ご了承ください。